

19 第58号 官報(号外) 昭和24年6月1日 水曜日

の普通保約款

四 生命保険業者は、日本において締結する保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

五 損害保険業者は、日本において締結する保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

六 大蔵大臣は、第四項及び第五項に掲げる責任準備金の算出方法が保約者の本國の法令に基づき定められたものである場合を除いて、第三條第一項の免許をすることができ、その他大蔵大臣が必要と認める事項を記す。

七 その他大蔵大臣が必要と認める事項を記す。

八 前項第二号から第五号までに掲げる事項の記載事項については、大蔵大臣が定め得るものとする。

九 大蔵大臣は、第四項及び第五項に掲げる責任準備金の算出方法を保約者の本國の法令に基づき定められたものである場合を除いて、第三條第一項の免許をすることができ、その他大蔵大臣が必要と認める事項を記す。

十 損害保険業者は、日本において締結する保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

十一 生命保険業者は、日本において締結する保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

十二 損害保険業者は、日本において締結する保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

十三 生命保険業者は、日本において締結する保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

十四 損害保険業者は、日本において締結する保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

十五 生命保険業者は、日本において締結する保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

十六 損害保険業者は、日本において締結する保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

十七 生命保険業者は、日本において締結する保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

十八 損害保険業者は、日本において締結する保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

十九 生命保険業者は、日本において締結する保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

二十 損害保険業者は、日本において締結する保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

昭24年6月1日 水曜日 18 官報(号外) 第68号

第六條 外国生命保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第七條 外国損害保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第八條 外国生命保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第九條 外国損害保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第十條 外国生命保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第十一條 外国損害保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第十二條 外国生命保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第十三條 外国損害保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第十四條 外国生命保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第十五條 外国損害保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第十六條 外国生命保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第十七條 外国損害保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第十八條 外国生命保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第十九條 外国損害保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第二十條 外国生命保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第二十一條 外国損害保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第二十二條 外国生命保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第二十三條 外国損害保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第二十四條 外国生命保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第二十五條 外国損害保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第二十六條 外国生命保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第二十七條 外国損害保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第二十八條 外国生命保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第二十九條 外国損害保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

第三十條 外国生命保険業者は、日本において保約の保料及び責任準備金の算出の方法を記載する書類を記す。

号外

